

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

珠洲市は先史から古代にかけて日本海を通じた交易や文化交流などにより繁栄し、海を中心とした独特の文化を築き上げてきた。産業は、海山、田畑の恵みを背景として、農林漁業を中心とした経済基盤が築かれてきた。第1次産業や伝統・地場産業の価値が見直されつつある一方で、長引く景気低迷などの影響を受け、市内の事業所数は減少傾向にある。また、市内の中小企業は人口減少や高齢化に伴い、人材及び後継者不足等の課題に直面している。現状を放置すると本市の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていけることは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本計画の導入により、珠洲市は設備投資が活発な自治体の一つとなり、地域経済のさらなる活性化を図る自治体としてさらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

珠洲市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が珠洲市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全て(ただし、下記3(2)で定める対象業種・事業に係るものに限る。)とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

珠洲市の産業は、中心市街地、沿岸部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

珠洲市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が珠洲市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。しかしながら、近年設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄である。このため、本計画において対象とする業種は、再生可能エネルギー発電事業を除いた全業種とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電事業とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」第9条第1項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」(同法第2条第4項第1号から6号に規定する全ての「再生可能エネルギー源」を含む。)を指す。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。